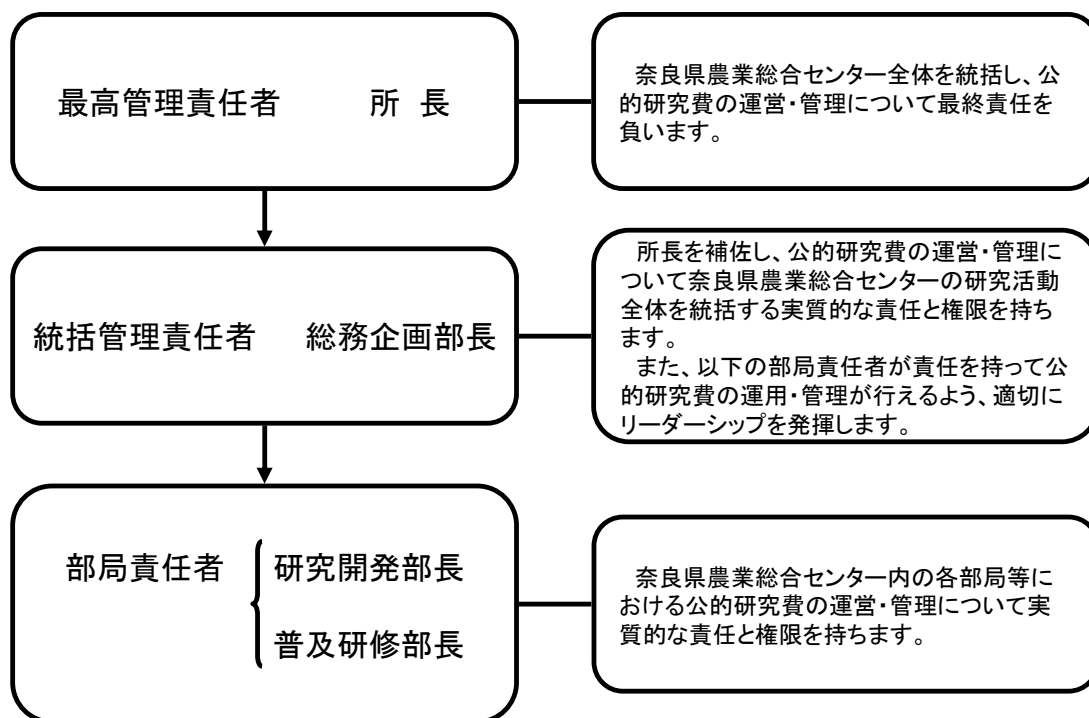


奈良県農業総合センターにおける公的研究費の運営管理の責任体制

平成19年2月15日付け18文科科第829号の文部科学省科学技術・学術政策局長通知「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく運営・管理に関わる者の責任と権限の公表について、奈良県農業総合センターは、公的研究費の運営・管理に関わる者及びその責任と権限の体系について、以下のとおり公表します。



奈良県農業総合センターにおける研究活動、研究費の不正行為への対応

奈良県農業総合センターでは、「奈良県農業総合センターにおける研究活動上の不正行為の防止等に関する内規」を策定し、研究上の不正行為(ねつ造、改ざん及び盗用)に適切に対応することとしています。また、平成19年2月15日付け18文科科第829号の文部科学省科学技術・学術政策局長通知「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づいて「奈良県農業総合センターにおける研究費の不正防止計画」を策定し、不正行為に適切に対応することとしています。

研究活動の不正行為、研究費の不正行為等告発等の受付窓口

奈良県農業総合センター 総務企画部 企画調整課

〒634-0813 奈良県橿原市四条町88

tel:0744-22-6201

fax:0744-22-8068

E-mail:nougi-kikaku@office.pref.nara.lg.jp

電話による受付時間は平日8時30分から12時、13時から17時15分までです。

告発等に関する留意事項

告発は、書面、電話、FAX、電子メール、面談など適宜の方法によることができますが、告発を受付ける際には、告発者の氏名・連絡先、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様、不正と判断した科学的合理的理由、使用された研究資金等について確認させていただくとともに、調査にあたって告発者に協力を求める場合があります。

また、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合には告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発があり得ます。